

1. 改定の実施日

(1) 新使用料の適用開始日

令和8年4月1日以降の申請(支払い)分から適用します。

(2) 経過措置等

・令和8年3月30日までに窓口にて申請書の提出と使用料の支払いがあったものについては経過措置として旧使用料が適用されます。電話や窓口で予約しただけでは経過措置の適用は受けられませんのでご注意ください。

申請書の提出と使用料の支払いが令和8年4月1日以降になった場合、全て新使用料が適用されます。

・現在、皆様には原則として使用日当日の申請書の提出及び使用料のお支払いをお願いしておりますが、令和8年4月1日から令和8年5月30日までの使用分の申請書の提出及び使用料のお支払いについては、令和8年3月30日までに完了させることをご検討ください。

・令和8年3月31日は臨時休館のため、予約・申請・支払いの受付はできません。令和8年5月31日の使用分から新使用料に完全に移行します。

申請・支払い日 \ 使用日	R8.3.30 まで	R8.4.1~R8.5.30	R8.5.31 以降
R8.3.30 まで	旧使用料	旧使用料	申請不可
R8.3.31	休館日のため、予約・申請・支払い不可		
R8.4.1 以降		新使用料	新使用料

2. キャンセル時の返金について

一度お支払いいただいた使用料は、利用者の都合により
キャンセルされた場合、原則返金できません。

このため、旧使用料が適用となる令和8年3月30日までに支払いをいただく際は、あらかじめ予定をご確認の上、今後キャンセルをする可能性がないかを考慮した上で、慎重にご検討ください。

3. 変更申請に係る新使用料の適用について

(1) 使用料の精算について

令和8年3月30日までに申請（支払い）いただいた内容について、令和8年4月1日以降に変更手続きを行った場合、変更後の使用料の総額を新使用料で計算し、支払い済みの旧使用料との差額を追加でお支払いいただく必要がございます。

(2) 対象となる変更

- ・使用する「部屋」の変更
- ・使用する「時間」の変更及び追加
- ・使用する「日程」の変更

(3) 注意事項

既にお支払いいただいた使用料からマイナスの差額が発生する場合は、これまでどおり返金できません。また、変更は申請後一回のみ可能です